

○岡企画官 それでは、皆様おそろいになりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第163回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（個人情報の保護に関する法律の一部改正）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（個人情報の保護に関する法律の一部改正）について」につきまして、御説明申し上げます。

まず、今回の個人情報の保護に関する法律の一部改正につきましては、現下のデジタル化の状況を踏まえ、デジタル社会の形成に向けた対応として必要となる法制上の措置の一つとして、整備法として立法されるものです。

この整備法では、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護法その他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律等の関係法律を、1本の法律に束ねて所要の整備等を行うこととなっています。

次に、個人情報保護法の改正内容について御説明申し上げます。

個人情報保護制度に関する見直しにつきましては、令和元年12月に内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」の下で開催された「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において取りまとめられた、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案」について、昨年12月18日に開催された第161回委員会において御承認をいただきました。

その後、同年12月23日にタスクフォースにおいて、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」として決定の上、公表されました。

今回の個人情報保護法の改正内容につきましては、最終報告の内容を基に、法制的な精査を経た上で、法律案として反映されたものとなっております。

本法律案の主な改正内容といたしましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。医療分野、学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。学術研究分野を含めたGDPR、EU一般データ保護規則の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。個人情報の定義等を国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加

工情報の取扱いに関する規律を明確化といった内容が規定されています。

本日、本法律案について御了承いただけましたら、関係省庁とともに、今通常国会に提出するための手続を行ってまいりたいと考えております。

なお、法律案の規定ぶりは、今後、内閣法制局における審査や与党審査等の過程で変更が生じ得ることを申し添えます。

また、閣議に付される最終の法律案については、改めて文書決裁を行うことを併せて申し添えます。

このため、本日の資料については非公表とした上で、本法律案が国会に提出された後に、最終の法律案等を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回の個人情報保護法の改正につきましては、今、説明がありましたように、タスクフォースにて約1年間の検討を経て、取りまとめられた「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」に基づいて、法制化されたものと承知をしております。

これまで多数の関係者の皆様の御協力を得て、この短期間で法案の国会提出の段階まで至ったことについて、感謝を申し上げます。

本法律案につきまして、国会提出に向けた諸手続を取り進めることとしてよろしいでしょうか。

御異議がないということですから、そのように取り扱うことといたします。

事務局におかれては、法律案の今国会への提出に向けて、所要の手続を進めてください。

なお、先ほどもありましたが、本議題についての資料などは、閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途法案関係資料を公表することといたします。それでは、次の議題に移ります。

議題2「デジタル社会形成基本法案（仮称）について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 議題2について、配付資料2に基づき御説明申し上げます。

デジタル社会形成基本法案は、内閣官房IT総合戦略室から今国会に提出される予定の法案であり、当委員会と関連する事項がございますので、御報告させていただきます。

概要は、資料にお示しのとおりであります。この法律は、デジタル社会の形成が我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応、その他、我が国が直面する課題を解決するのに極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念、国、地方公共団体及び事業者の責務、施策の策定に係る基本方針、デジタル庁

の設置並びに重点計画の作成について定めるものでございます。

なお、デジタル社会形成基本法の制定に伴い、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は廃止される予定でございます。

当委員会に関係することとしましては、内閣総理大臣は、個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされております。現行の類例としては、官民データ活用推進基本法に基づき、官民データ活用推進基本計画の案の作成に当たり、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされているものがございます。

なお、法律案については、閣議決定前ですので、本日の資料については、今法案の閣議決定後に、関係資料等を委員会のホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいですね。

では、御報告ありがとうございました。

本議題の資料についても、法案が閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途資料を公表することといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議を閉会といたします。